

地方自治体における 計画段階環境配慮書手続の導入状況等

1. 地方自治体における環境影響評価条例の制定状況

(1) 日本における環境影響評価制度について

- ✓ 日本の環境影響評価制度は法と条例が一体的に運用されることにより、環境の保全に万全を期しているところ。
- ✓ 平成26年7月1日に相模原市において相模原市環境影響評価条例が制定。これにより、現在47都道府県と18市において環境影響評価に関する条例が制定されている。

(2) 法第10条第4項の政令で定める市について

- ✓ 環境影響評価法第10条第4項又は第20条第4項において、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の全部が一の政令で定める市（以降「政令市」という。）の区域に限られるものである場合、当該市の長は、環境影響評価方法書又は環境影響評価準備書に係る意見を、事業者に対して直接述べる旨を規定（それ以外の場合は、都道府県知事に送付）。
- ✓ 平成26年7月1日に相模原市環境影響評価条例が制定されたことを受け、平成26年10月16日に環境影響評価法施行令を改正。これにより政令市に相模原市が追加され18市となった。

※札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市、福岡市

1. 地方自治体における環境影響評価条例の制定状況

(3) 自治体における配慮書手続の導入状況について

- ✓ 環境影響評価法が改正され平成25年4月から計画段階環境配慮書（以下「配慮書」）手続が導入。
- ✓ 事業計画の早期段階における環境配慮の検討については、法改正以前から埼玉県等の一部の地方自治体の条例や要綱等において既に導入されていたが、今回の法改正にあわせて多くの自治体にも導入が広がっている。
- ✓ 地方自治体における配慮書手続の導入状況を確認するためアンケートを実施。

※調査期間：平成26年6月20日～6月27日（相模原市のみ12月2日）

調査対象：都道府県（47自治体）

政令市（18自治体）

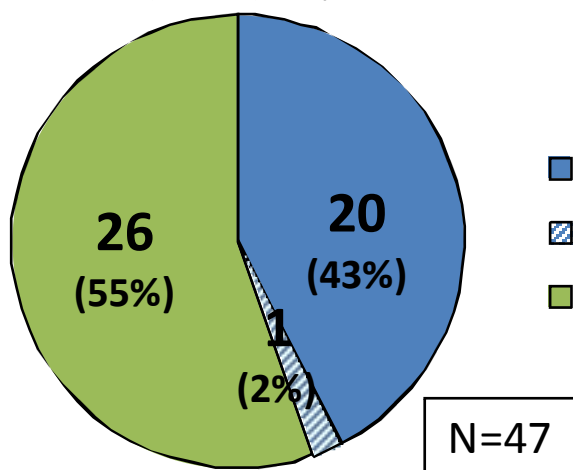
調査方法：調査対象自治体へのアンケート

回答数（回収率）：都道府県47自治体（100%）

政令市18自治体（100%）

2. 自治体における計画段階環境配慮書手続の導入状況(制度的対応)(1)

都道府県



施行済み：20都道府県

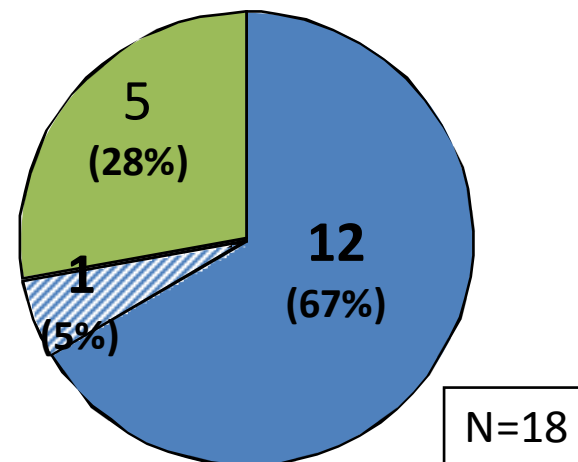
北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、
 東京都、福井県、静岡県、愛知県、
 滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、
 島根県、山口県、香川県、福岡県、
 佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県

未施行：1県

奈良県 (H27.4.1施行)

未導入：26県

政令市



施行済み：12市

札幌市、千葉市、横浜市、川崎市、
 新潟市、名古屋市、京都市、堺市、
 神戸市、広島市、北九州市、福岡市

未施行：1市

相模原市 (H27.7.1施行)

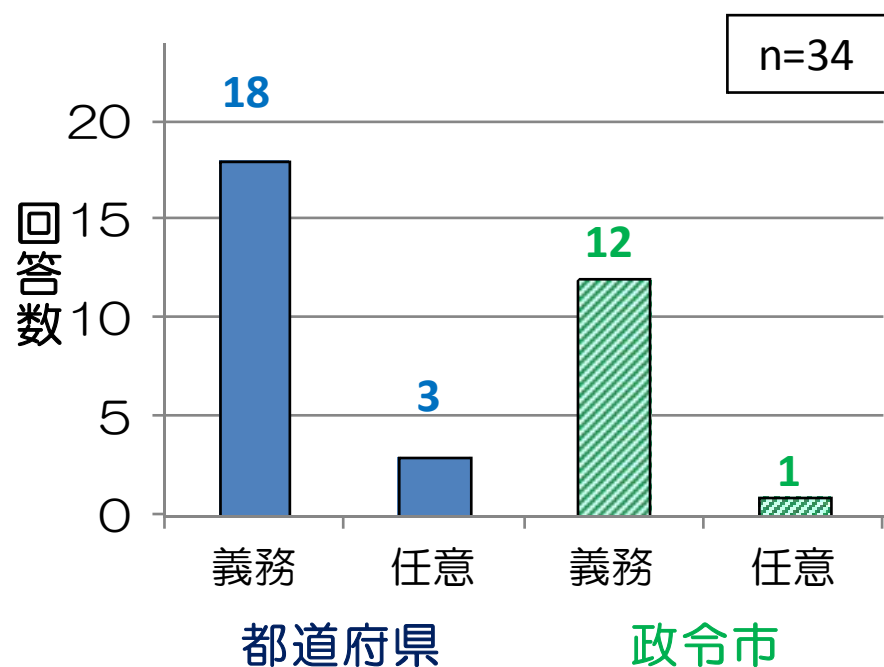
未導入：5市

※ 平成26年12月1日現在

※※ 下線部は、要綱等により対応している自治体

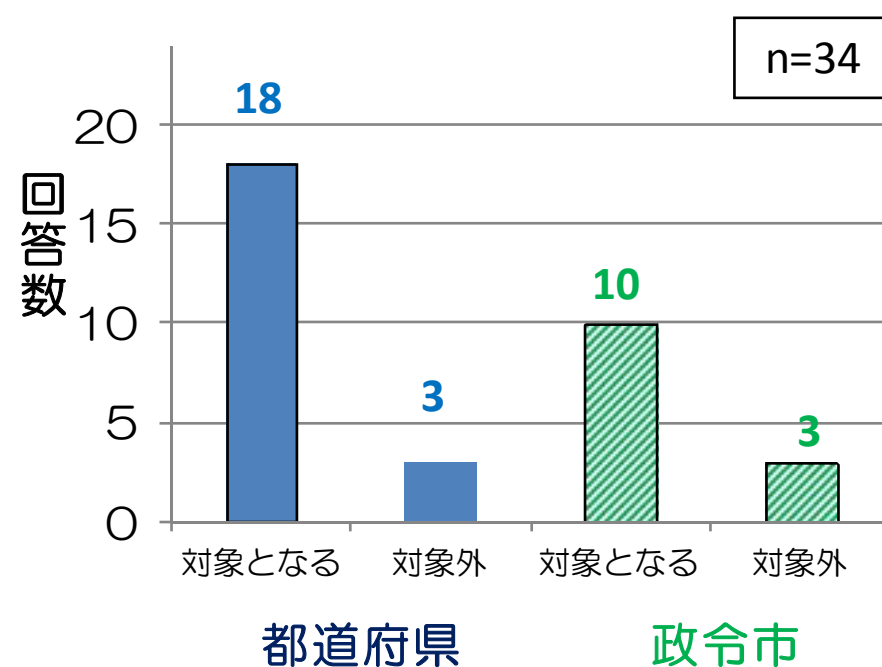
2. 自治体における計画段階環境配慮書手続の導入状況(制度的対応)(2)

配慮書手続実施の必要性



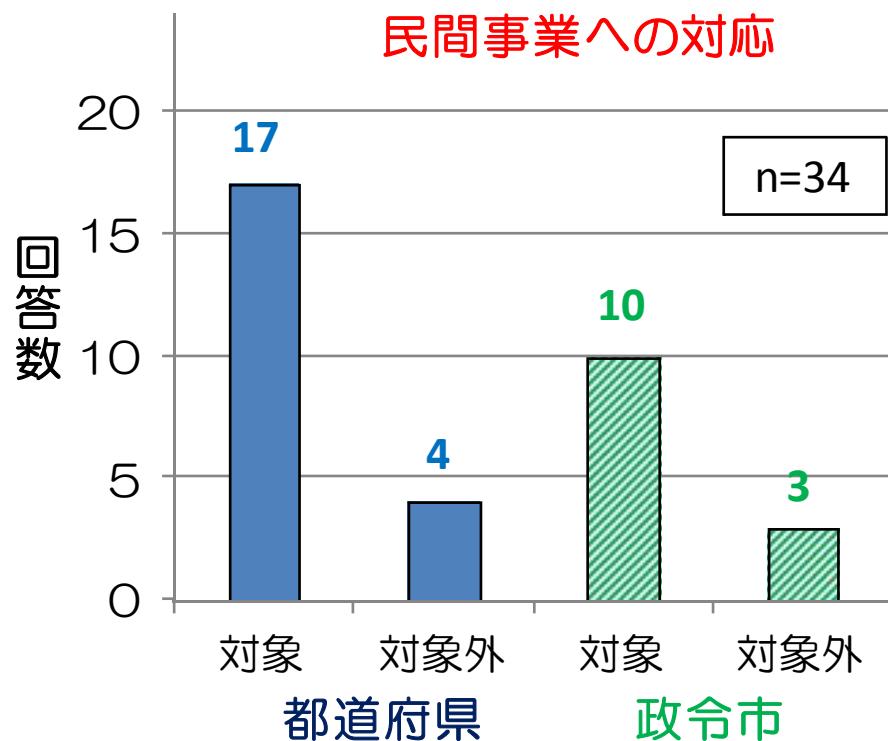
- ✓ 約9割の自治体において配慮書手続を義務付けている（一定規模以上の事業についてのみ義務としている条例も含む）。

法配慮書手続を実施しなかった法第二種事業への対応



- ✓ 配慮書手続を実施しなかった法第二種事業に対して、8割以上の自治体において、条例配慮書手続の対象としてる。

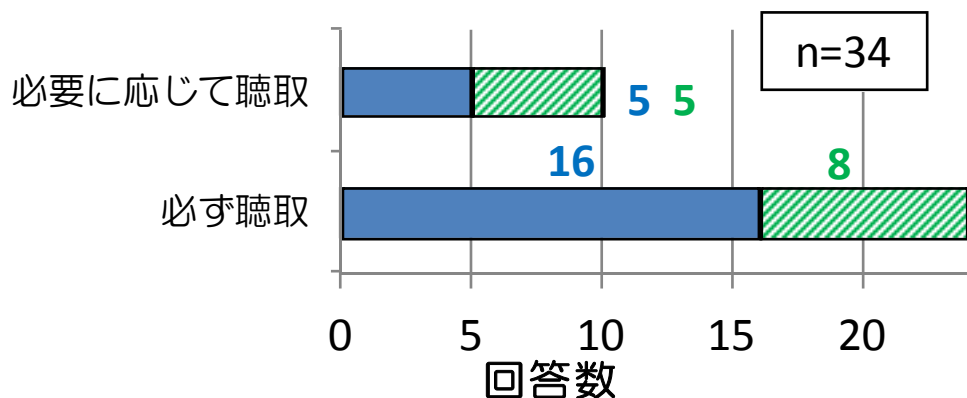
2. 自治体における計画段階環境配慮書手続の導入状況(制度的対応)(3)



- ✓ 条例において配慮書手続を規定している自治体は、公共事業と民間事業を区別していない場合が8割を占める。
- ✓ 一方、要綱において配慮書手続を規定している自治体は民間事業を対象外としてる。
- ✓ また、民間事業を対象外としている自治体の多くが、当該自治体が行う事業活動にのみ配慮書手続を課している。

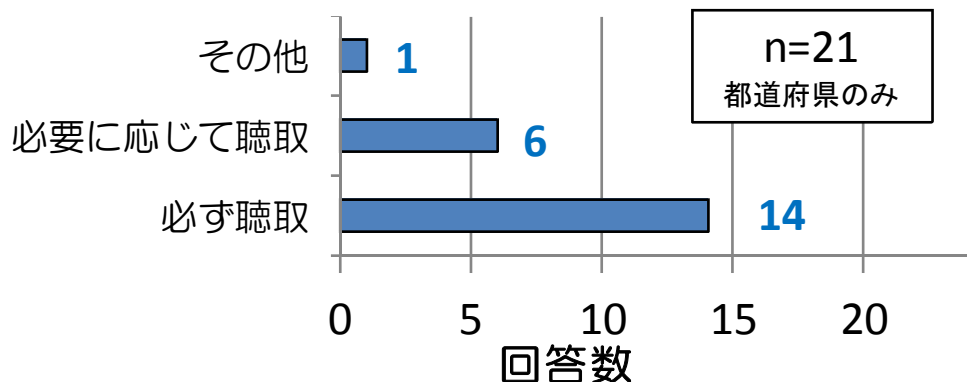
2. 自治体における計画段階環境配慮書手続の導入状況(制度的対応)(4)

審査会への聴取



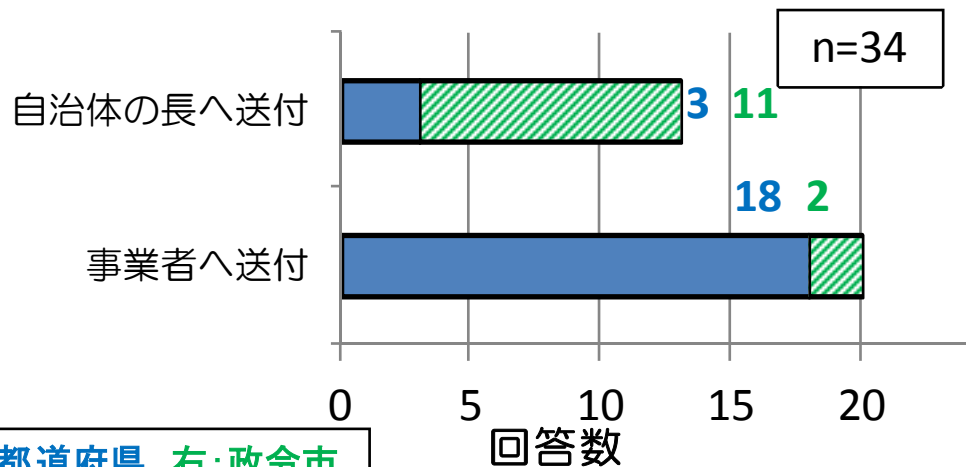
- ✓ 全ての自治体において配慮書について審査会（個別の有識者への意見聴取を含む）への意見聴取に関する規定を設けている。

市町村長への聴取



- ✓ 必ず市町村長に意見を聴取する都道府県が約7割を占めた。
- ✓ 「その他」の1自治体は、市町村長が直接事業者に意見を述べる規定となっている。

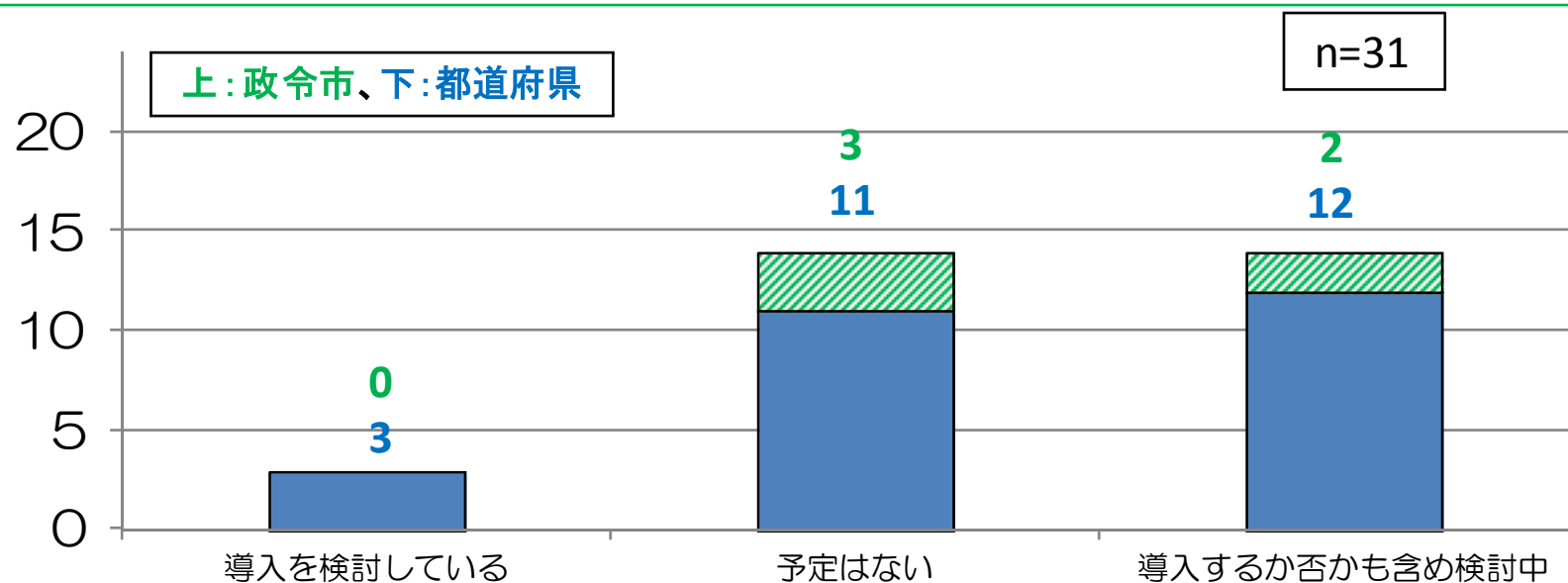
住民への聴取



- ✓ 住民が事業者に意見を送付する規定（努める規定を含む）としている条例の割合は、都道府県の方が政令市より多い。
- ✓ 一方、自治体の長が住民から意見を受けると規定としている条例の割合は政令市に多い。

左：都道府県、右：政令市

2. 自治体における計画段階環境配慮書手続の導入状況(制度的対応)(5)



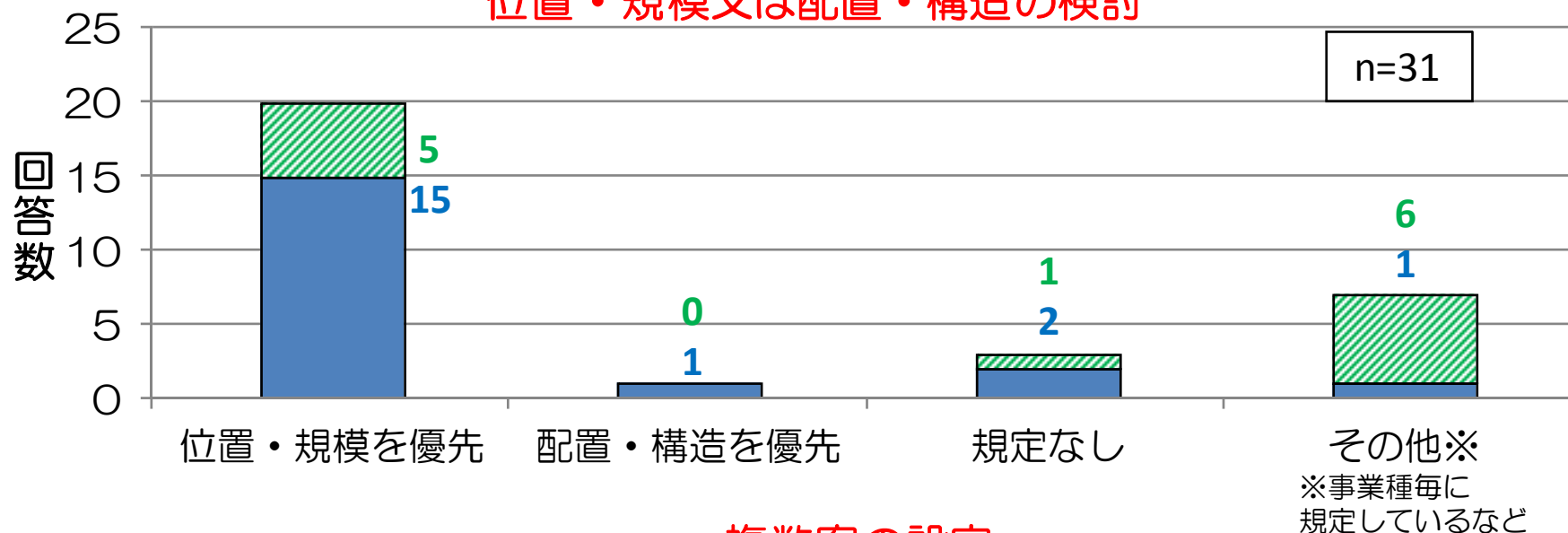
配慮書手続未導入自治体における今後の対応

配慮書手続を導入していない理由

- ✓ 法では第二種事業には配慮書の手続を義務づけておらず、法よりも規模の小さい条例対象事業に配慮書手続を義務づけることは過剰な規制となるため。
- ✓ 現状においても、実質的に環境配慮事項についての評価が実施されているため。
- ✓ 事業計画策定段階での事業の実施場所や規模に関する複数案の比較検討や、その結果を環境保全図書（方法書等）に記載する旨の規定があることから、現時点では配慮書手続を導入する予定はない。
- ✓ 法対象事業や他自治体の事例の集積を待ち、その実効性を検証しながら導入を検討したい。

2. 自治体における計画段階環境配慮書手続の導入状況(技術的対応)(1)

位置・規模又は配置・構造の検討



複数案の設定



上:政令市、下:都道府県

※配慮書手続の規定はあるが、策定中等の理由で技術指針が制定されていない自治体を除いた回答

2. 自治体における計画段階環境配慮書手続の導入状況(技術的対応)(2)

上:政令市、下:都道府県

ゼロオプション

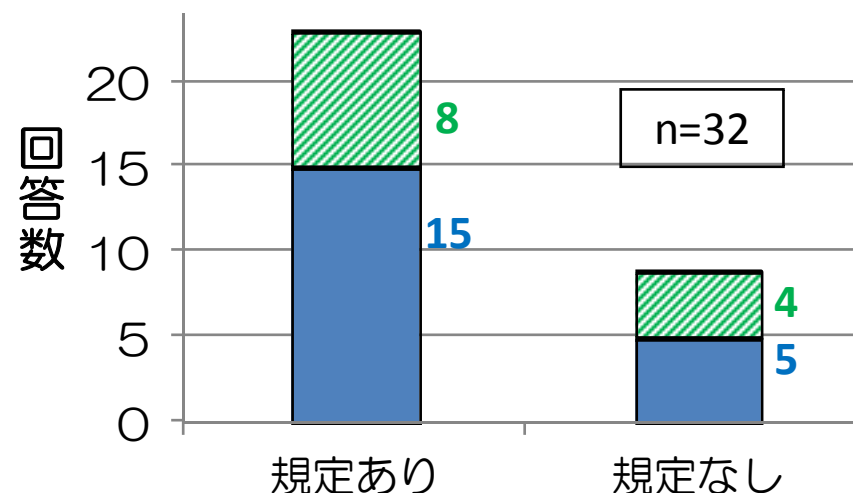
※配慮書手続の規定はあるが、策定中等の理由で技術指針が制定されていない自治体を除いた回答



配慮書作成に係る調査手法

- ✓ 配慮書手続を課している全ての自治体（都道府県19、政令市12。技術指針策定中の自治体を除く。）において、調査は原則として国等が有する既存の資料等による収集を基本とし、必要に応じて専門家等へのヒアリングや現地調査を行うこととしている。

ティアリング



3. 自治体における配慮書手続導入の傾向

- 約半数の自治体において配慮書手続の導入が図られている。
- 配慮書手続を導入した自治体の条例は法制度に沿っていることが多いが、各自治体における社会的・自然的状況等を踏まえ自治体独自の規定をしている場合もある。
- 方法書以降の手続と同様、住民、市町村長、審査会への意見聴取の規定を設けている（努力規定を含む）。
- 配慮書手続を導入していない自治体に理由を確認したところ、「法対象事業や他自治体の事例をみながら導入を検討したい」旨回答する自治体も多く、今後の法や条例における配慮書事例の積み重ね、配慮書手続による環境配慮の推進の効果を明らかにすることが重要。